

令和3年第12回取手市教育委員会定例会議事録（公開用）

1. 招集年月日 令和3年12月21日（火曜日）午前9時30分
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員
教育長 伊藤 哲
教育委員（教育長職務代理者） 小谷野守男
教育委員 櫻井 由子
教育委員 猪瀬 哲哉
教育委員 石隈 利紀
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者
教育部長 田中 英樹
教育参事 森田 哲夫
教育次長兼教育総務課長 大手 勉志
学務課長 直井 徹
保健給食課長 大野 篤彦
指導課長 大越 茂
指導課長（教育総合支援センター担当） 松戸 孝泰
子ども青少年課長 香取 美弥
生涯学習課長 染谷 和之
スポーツ振興課長 豊島 寿
文化芸術課長 飯山貴与子
図書館課長 長塚 逸人
6. 書 記
教育総務課 課長補佐 蛭原 康友
教育総務課 総務法規係 主査 谷口 京子
教育総務課 総務法規係 主事 中村 翔
7. 議 題
議案第58号 取手市教育委員会職員の退職に係る人事異動について（非公開）
議案第59号 取手市立公民館の設置及び管理運営規則の一部を改正する規則について
議案第60号 取手市遠足・集団宿泊的行事中止に伴う交通キャンセル料等補助金交付要綱について
報告26 いじめ防止策の取組状況に関する報告について

8. その他

- (1) 令和3年第4回取手市議会定例会一般質問及び議決結果報告について
- (2) 1月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について

9. 発言の記録

午前9時32分開会

○教育長（伊藤 哲）

ただいまの出席者は5名で定足数に達しております。令和3年第12回取手市教育委員会定例会は、成立いたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事録について、確認のため申し上げます。議事録は、会議における発言者の氏名と発言全部を記載する全文筆記による作成とします。なお、教育長のほか会議に出席した委員全員の署名により、議事録を確定させることとします。また、会議の録音データについては、議事録作成の補助手段の扱いとし、議事録が確定した後に消去いたします。

それでは、教育長報告をさせていただきます。6点ほどになります。かいつまんでお話をさせていただきます。

まず1点目、被爆体験伝承者等派遣事業を活用した平和学習についてということで、この事業は国立の広島と長崎の原爆死没者追悼平和祈念館が被爆体験の伝承者等を全国に派遣する事業ということでございます。被爆の実相とか、平和への思いを語り継ぐということで実施しているところでございます。本事業を活用しまして、市内では取手西小学校と戸頭小学校が児童生徒を対象に平和学習ということで実施したところでございます。取手西小のほうは12月7日（火曜日）6年生を対象ということで、こちらは実際に被爆体験者の八幡照子さんにおいでいただきました。御高齢ということではございますけれども、非常に熱意を持って、非常に臨場感を含めて語っていただいたというお話でございました。あと、戸頭中学校のほうは12月10日（金曜日）ですけれども、3年生を対象ということで、こちらは被爆体験の伝承者ということで、恩師が被爆者ということでございました。菅明彦さんにおいでいただきまして、平和学習をしたところでございます。

2番目、青少年センター相談員の善行表彰受章ということで、青少年センターの西初美相談員が令和3年度秋季善行表彰を受章されました。西相談員は、平成7年から25年間ということで、特別青少年相談員として青少年の健全育成や指導のため、相談事業に御尽力していただいております。その功績が認められまして、一般社団法人日本善行会から表彰されたところでございます。

3点目、「取手宿を偲ぶ」特別企画 本陣と小堀の渡しについてということで、11月5日から11月21日まで、「取手宿を偲ぶ」特別企画 本陣と小堀の渡しを生涯学習課、水とみどりの課、魅力とりで発信課の合同で開催したところでございます。このイベントは、NHKの大河ドラマの主人公である渋沢栄一の主君の徳川慶喜と水戸徳川家が注目されているということがございますので、「取手宿」をキーワードとしまして、旧取手宿本陣染野家住宅や小堀の渡しにおいてイベントを同時企画ということで開催したものです。期間中でございますけれども、小堀の渡しには907人が乗船されました。本陣には653人という多くの方に御見学をいただいたところでご

ざいます。

続いて4点目、第52回取手市民美術展の開催ということで、とりでアートギャラリーで開催されまして、3部構成になっていましたけれども、期間中6,282人の多くの方に御来場いただきました。第1部が日本画、洋画、彫刻。第2部として書、写真、工芸、デザインの関係。第3部が小中学校の作品ということで、3部構成で、それぞれの作品で皆様に楽しんでいただけたところでございます。

5番目です。JOBANアートライン協議会「アートアンブレラ」の開催ということで、たいけん美じゅつ場（VIVA）で開催されたところでございます。こちらはJRの関係で落とし物、引き取り手がない傘を使ったイベントということで、自由にペイントするというアートワークショップということで、芸大生によるライブペイントも開催したところでございます。こちらについては12月11日、先日の土曜日、78名の方に参加いただきまして実施されたところでございます。

6点目、ふれあいコンサートの開催ということで、令和2年度取手市長賞の音楽部門受賞者によるコンサートということで、こちらはオルガンとピアノ両方あったわけですが、ピアノのほうは令和4年の夏に延期ということでございます。そのうちオルガン演奏ということでパイプオルガンを市民会館に持ってきていただきまして、資料には名前出てないんですが、田宮 亮さんという方が演奏していただきました。先日の土曜日、140名の御来場をいただきましたけれども、私もお伺いしまして、すばらしいパイプオルガンの響きでございました。

私からの報告は以上でございます。

これより本日の議事に入ります。

委員の皆様にお知らせします。この後議題となります議案第58号については、職員の人事に関する議案となります。議事を非公開とすることを発議したいと思えます。

お諮りいたします。議案第58号の議事については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、議事を非公開としたいと考えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議ありませんので、議案第58号の議事は非公開といたします。

傍聴の皆様が退席する間、暫時休憩ということでございます。

午前9時38分休憩

午前9時39分再開

○教育長（伊藤 哲）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第58号、取手市教育委員会職員の退職に係る人事異動についてを議題といたします。

本件についての説明を田中教育部長お願いいたします。

（非公開のため説明・審議は省略）

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり決定をいたしました。

非公開とした件の議事が終了しましたので、会議の非公開を解除いたします。

〔会議室開鎖〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは再開いたします。議案第 59 号、取手市立公民館の設置及び管理運営規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件についての説明を染谷生涯学習課長お願いいたします。

○生涯学習課長（染谷和之）

議案第 59 号、取手市立公民館の設置及び管理運営規則の一部を改正する規則についてです。令和 4 年度から、取手市立中央公民館は、取手市立福祉会館が国民の祝日に関する法律に規定する休日も開館することとなったため、本規則の一部を改正するものです。12 月の定例市議会で、取手市立福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例が議決されました。取手市立公民館設置及び管理に関する条例に、「取手市立中央公民館の利用に係る手続、使用料その他の事項については、取手市立福祉会館の設置及び管理に関する条例の規定を適用する。」となっておりますので、当該条例の改正に合わせて、本規則の表を表のとおり改正するものです。以上です。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上でございます。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

よろしいですか。福祉会館と同様の改正ということです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより議案第 59 号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第 59 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第 59 号は原案のとおり決定をいたしました。

議案第 60 号、取手市遠足・集団宿泊的行事中止に伴う交通キャンセル料等補助金交付要綱についてを議題といたします。

本件についての説明を大越指導課長お願いいたします。

○指導課長（大越 茂）

議案第 60 号、取手市遠足・集団宿泊的行事中止に伴う交通キャンセル料等補助金交付要綱について、御提案申し上げます。

提案理由を御覧ください。「令和 3 年度に取手市立小学校及び中学校が実施を予定していた遠足・集団宿泊的行事が感染症（新型コロナウイルス感染症を除く）の影響により、中止又は延期となった場合に要する交通経費を補助することにより、保護者等の負担を軽減するもの」でございます。

この議案を上程するに至った経緯について御説明をしたいと思いますので、本議案の 10 ページを御覧ください。議案第 60 号参考資料 1 というものでございます。今年度、小学校及び中学校の遠足・集団宿泊的行事につきましては、ほぼ終了して

いる段階のところでございます。その中におきまして、取手東小学校の第5学年宿泊学習で、突発的に宿泊学習を延期せざるを得ないという状況が発生いたしました。その状況について説明をさせていただきます。

まず、当宿泊学習なんですけど、11月17日から18日、1泊2日で県立さしま少年自然の家での実施を予定しておりました。この延期の事由としましては、水痘に罹患した児童が確認されたためでございます。この経緯を細かに申し上げますと、まず10月25日に4年生児童1名が水痘を発症したため欠席ということが最初学校で確認をされました。その後、11月15日、5年生児童1名が発症、そして宿泊学習の前日においても、5年生児童1名が水痘の疑いで欠席でございました。これを受けて急遽、学校としては11月17日、出発の当日なんですけど、学校医に相談をいたしました。学校医からは、水ぼうそうは空気感染をすることから呼吸しているうちにうつる。マスクだけでは防げるものではない。罹患者が1人いると10日から2週間発症者が出る。集団行動は避けたい等の助言がございました。これを受けて市教委に相談があり、急遽、この宿泊学習を延期するということの決定に至りました。

指導課のほうからは、延期提案をさせていただいたのですが、その理由としましては、そこに4点ほど書かせていただいております。先ほどの医師の助言を受けて感染拡大のリスクがあること。また、急な日程変更により予想できない事故が起こる可能性があるであろうということ。そして帰りのバスを確保できるということだったのですが、台数に変更があつて、日帰りにすることで子どもたちの帰宅時間が遅くなるであろうということ。それと、同日程、同施設で市内の別の小学校が宿泊学習の実施を予定しておりました。そこでさらに感染拡大する可能性もあるだろうということから延期を提案し、最終的に学校の判断により延期ということになりました。当日、17日午前10時の時点で、学校から保護者へ延期の緊急メールを配信したところでございます。

4番、水痘への罹患状況ということで、10月25日から11月17日までの間につきましては、そこに書かれているような罹患状況でございます。

5番、延期に伴う諸経費ということで、まず、県立さしま少年自然の家の施設の利用、食堂利用につきましては、これは追加の負担経費なしということになっております。1日目の夜食のパンと、2日目の昼食、これはキャンセルができなかったために、11月18日、学校職員が現地に受け取りに行き、その日の昼食として提供いたしております。

移動バスについてのキャンセル料が発生する見込みでございます。当日、もう既にバスのほうは出発の準備をしていたところから、見積り額として42万8,000円ということで出ております。この42万8,000円、それ以下に抑えられるかということなんですけど、これにつきましては補助金ということになります。

なお、この宿泊学習を延期した分につきましては、年が明けまして2月9日・10日に実施を予定しているところでございます。

戻りまして、説明をさせていただきます。補助金要綱を御覧ください。趣旨としましては、先ほどのことを受けまして、新型コロナウイルス感染症のものに関しては、既に補助金の要綱があるところなんですけど、このような突発的な感染症のものによる中止・延期というものの要綱が定まっていないうえ、今回、今年度いっぱいの時限的な要綱ということで実施をさせていただければと思います。

第2条(1)を御覧いただきますと、遠足・集団宿泊的行事のうち、その交通費

の部分についてのみ補助を行うということにしております。対象となる感染症につきましては、学校保健安全法施行規則第18条第1項に掲げる感染症及び第2項に規定する感染症に限定をさせていただいているところでございます。

そして、第4条(2)を御覧ください。「遠足・集団宿泊行事の実施予定日の前日又は当日において、当該遠足・集団宿泊的行事の中止又は延期を決定したことに発生する経費を対象とする。」ということに制限をさせていただいているところでございます。御審議のほう、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上でございます。

本件につきまして質疑、御意見ありましたらお願いをいたします。

小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

説明ありがとうございました。今、第4条(2)のところにあります部分で規定をししようとしている日時については、実施日の前日、それから当日という形の2日間にわたってということになっていますよね。これは現状でも、やはり3日前ぐらいであれば、キャンセル料は発生しないというような状況にあるのでしょうか。その辺伺いできればと思うんです。

○指導課長（大越 茂）

お答えいたします。現在、日帰りの遠足などにつきましては、例えば当日が雨で、自然体験を予定しているものについては、キャンセル料がかかっていない状況がございます。また、宿泊学習につきましても、今回これが最後ということで、もうほかの行事等がほかの学校で終わっているところから、今回、東小の事案に照らしたような形で前日又は当日ということにさせていただいております。そのバスのキャンセル料が3日前からどうなのかということにつきましては、国土交通省のほうで標準的なものを出しているところなのですが、実際にキャンセル料は発生をするということを確認しております。

○教育委員（小谷野守男）

分かりました。ありがとうございます。今回、特別なケースということなんですけれどもね。よく当日キャンセルしなければならぬというのは、学校だと外の行事もキャンセルが大変だから室内でできるものということ、工夫しながら取り組んでいますよね。だから、そういう部分で進められるところは進めていただいて、特別な事情が出た場合は、こんな形で今後も努めて進めてもらえたらありがたいですね。ありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。今お話を伺って、こちらの要綱なんですけれども、令和4年3月31日限り、今年度限りの要綱ということで御説明がありました。今回の東小の事例もそうなんですけれど、この要綱の中にある感染症の定義についても、コロナウイルスというものではなくて、例えば、今回のように子どもたちが必ず1回はかかるであろう水ぼうそう、あるいはおたふく風邪等が含まれておりますので、もしまた来年、同じような事例が起きたら、また来年同じように要綱をつくるというようなことになるのでしょうか。それとも、なぜこれ今年限りにし

たのかな。もし来年、同じように水ぼうそうなり、おたふく風邪なりが急にはやっ
てしまって、急に出てしまってキャンセルとなったときは、これは去年は出たけ
ど、来年は出ないのかなとか、いろいろ考えてしまった。その辺どうなんでしょう。

○指導課長（大越 茂）

今回の取手東小の件を参考に分析というか、今後を考えた際なんですけど、これまで学校の常識の中では、こういうことは起こり得ないであろうということがあったかと思えます。ですが、今回、こういう東小の事案がありましたので、来年度、各学校行事の実施に当たりましては、こういう突発的なことが起こった場合、例えばキャンセル料をどういった形で対応するのかということ、その実施要項、各学校の計画する実施要項の中に明記をしていただいて、保護者の方にもうそれを周知した上での行事実施というふうに考えております。ですので、来年度以降また改めてこの要綱を制定して、個別に対応するということは現在想定をしておりません。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより議案第 60 号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第 60 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第 60 号は原案のとおり決定をいたしました。

続いて報告 26、いじめ防止策の取組状況に関する報告についてを議題といたします。

本件についての報告を松戸教育総合支援センター長お願いいたします。

○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

松戸です。よろしくお願ひいたします。報告 26、いじめ防止策の取組状況に関する報告について、いじめの再発防止策への対応について、別紙のとおり報告いたします。

1 ページを御覧ください。夏休み明けの生活アンケートの調査結果について、本日は御報告をさせていただきます。下表ですが、質問項目の一部を抜粋したもので、こちらのほう数値を出させていただきました。これまでに 3 つ目の丸の「家族と仲よくできないと感じることがある」。また、「学校が再開するのは嫌だな、不安だなと思ったことがある」。やはり様々な状況から、子どもたちが不安なことを抱えているといったところが数値の中でも分かった次第でございます。

また、下から 2 つ目の丸のところ「学校のタブレットを使って、嫌なことをされたりさせられたことがある」といったところの質問項目なんですけど、こちらのほう

は実は2枚目の資料のタブレット端末の安全性といったところで御説明をさせていただきます。実はタブレット配布時に、子どもたちでグループをつくってしまうとか、あとチャットの中でやりとりといったものは実際に起きました。それを受けて、実はこれまでに市教育委員会と学校が協議して、個人用のパスワードというものをこれまでに設定を2回実施しております。また、現在はタブレット端末配布時よりもさらに推測困難なパスワードに変更しているといったところで危険を回避しております。

また、他市町村でも報告がありましたチャット機能についてなんですけども、このチャット機能につきましても、本市では学校と協議を重ねて、学習に支障のない範囲で制限をかけるなどの対策を講じております。アンケートの結果は、この対策を講ずる前のものをごさいますて、パスワードの変更やチャット機能の制限をかけたことによって、それ以降トラブルは起きていないということを御報告させていただきます。

また資料1ページに戻らせていただきます。アンケート結果を受けての健康面、精神面の影響についてでございます。児童生徒の結果から、家庭の中の居場所や親の対応の変化に悩む児童生徒が出現しております。児童生徒から教員に面談を申し出るケースもございました。また、生活のリズムが崩れたこと、友人関係の不安、学校生活の不安などにより、長期の休み明けの学校再開に不安を感じている児童生徒が出現しております。こういった様々なケースを受けて、児童生徒への対応についてですが、実はアンケート項目の最後のところに、学校のだれになら相談できそうかなといった項目を設定したところ、例えば保健の先生であるとか、自分にとって話しやすい先生を指名してくる児童生徒も実際におりました。そこから面談に結びつけて、保護者と情報を共有しながら解決に結びつけている、又は現在進行形の事案もございます。その内容によっては、学校と市教委、また関係機関が個別会議を実施して、具体的な手だてについて協議し、対応を進めているところです。

続いて、次の項目になります。保護者への対応についてといったところです。保護者の皆様においても、家庭で1人で抱え込むではなく、やはり一緒に解決していくといったスタンスを保護者の方々に情報を提供いただきながら、対応に取り組んでいる事案もございます。また、必要に応じてですが、教育総合支援センターの面談に結びつけることによって、1人で抱え込まない、一緒に解決していく。そこで学校の先生方に理解を得ながら、子どもたちが学校の中の生活になじんでいくような対応をとっております。

続いて2ページ、組織としての今後の対応といったところです。これまでの説明と重複するところがございますが、学校だけに対応を任せるのではなく、そのケースに応じてですが、学校と市教委が情報を共有して個別の面談やケース会議を行ってまいりました。引き続き連携を強化しながら、見守り体制を継続していきたいと考えております。やはりチーム学校としての対応を基本に置きながら、引き続き悩みを抱えている子どもたちがいるという認識のもとで対応に努めてまいりたいと考えております。

続いて2、担当教員対象の研修実施についてです。11月30日に、県南教育事務所生徒指導班の生徒指導主事をお迎えして、生徒指導主事研修会を実施しました。この参加者には、各校の教頭先生にも御参加をいただいて、主に問題が起きたときの初期対応、他機関との連携、校内における初期対応について御講話をいただきました。

た。枠の中は、当日、講師の先生から説明をいただいた中でのキーワードを御紹介させていただいております。中でも、全職員がしっかりと法を理解して、法に基づいて、誠実、丁寧に対応していくといったところが非常に重要である。そして、先入観を取り除く。組織として大切な報告・連絡・相談、そして初期対応、これをセットにして対応していくことが望ましいといった御助言もいただきました。

以上で報告を終わります。

○教育長（伊藤 哲）

報告は以上でございます。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

御報告ありがとうございました。アンケート調査を講じてみて、丁寧に対策されているのは、とてもいいことだと思います。幾つか感想と意見なんですが、まずアンケート結果で眠れなかったりとか、いらいらしたりとか、それから家族と仲よくできなかったと感じるという子どもがいて、その後の相談につなげていच्छるのはとてもいいことなんですけど、今回のコロナ禍ということと、小学生、中学生、特に小学校の高学年から中学生思春期になると、この3つの項目は割と多くの子どもに出ることなので、個別の相談だけではなくて、センターの先生方から学校長等への助言もありますけど、どこか授業というか学級会でみんなで取り上げて、生活のリズムが壊れることがあるよね、そういうときはどうしているというのもみんなでも共有して、勉強していくというか、心身の健康について子どもたちが学んでいけるといいなと。いらいらしたりカッとしたりするというのも、グループワークとかアンガーマネジメントとかありますので、むしろいい機会かなと思います。この前も言いましたけど、家族と過ごす時間がふえると葛藤が増えるのは、これまた自然なことなので、虐待等が疑われるケースはまた別として、それはきちんと対応ですけど、どういう授業がいいんですかね、社会科とか保健体育とか家庭科とか、何かそういうものも一緒に勉強する機会があるといいなと思います。それが1点目です。

2点目は、学校のだれなら相談できそうかという項目はとてもいいと思うんですけど、さっき松戸指導課長がおっしゃったんですけど、これ、特にどういう人の名前が挙がったかどうか。そのときに全員担任制の成果が出ているかどうかというのが後で分かれば教えてください。

それから、もう1点だけ。最後2番の虐待や虐待が疑われるケースの対応ということで、とても大事だと思うんですけど後で教えていただきたい、取手市の場合、地域の要保護児童地域対策協議会というか要対協には、どういう方が出ていच्छるかなみたいなのも教えていただけると。今、御存じのように、要保護児童、虐待を疑われるケース等、地域全体で福祉、医療、学校教育の連携で関わっているんですけど、学校教育のほうは管理職が出たり、指導主事の先生が出たりで、この辺がまだまだ福祉領域とかに比べると経験不足のところがあるので、そういうところも一緒に勉強できたらいいなと思います。以上3点です。

○教育長（伊藤 哲）

それでは、松戸課長お願いします。

○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

お答えいたします。まず、ストレスとどう向き合うか、そういう授業についてですが、一例なんですけども、特にこの状況下の中でもありながら、中学校3年生は受験というものを迎えますね。ある中学校の授業、学級活動を参観させていただいたんですが、やはりだれもがストレスを抱えるんだよ、自分だけが特別ではないよといったところを、みんながお互いに理解するといったところから授業がスタートしました。そうなったときには、やはり自分で抱え込まないで、友達や親、先生に話をしよう。まず、そういうような取組とか心構えが必要だよというような授業風景がございました。

続いて、最後の虐待等に関する要対協についてなんですけど、出席者に関しては、本市で言いますと子育て支援課、また土浦の児童相談所、そして教育総合支援センターから職員が参加して、その一つ一つの事案に関して経過観察、今後の対応等について協議をしているところです。必要に応じて学校にお戻りするということなどで、課をまたいだ情報共有と対応は整えているところです。以上です。

○教育委員（石隈利紀）

すみません。今、3つ目ですか、要対協でいろいろな子どものケースが出てきて、一時保護とか、あるいは養父母に育てられるとかあるんですけど、学校って特に学齢期から上がると、継続的にその地域の子どもは見ているので、いろいろなところを子どもが転々とする場合があるんですけど、学校がそういう情報をもろうとか、学校にその学齢期の子どもの情報はそういう福祉関係から来るようなシステムになっていくと、学校でもサポートができるかなど。意外に聞いてみると、それぞれの場所で一所懸命やっていたらっしゃるんですけど、学校への連絡はどうしても、たまたま要対協に出たセンターの先生方を通してとか、ばらばらになることもあるので、やはり虐待を受けた子どもにとって大事なものは、もちろん心のケアはみんなやることなんですけど、どうやってその発達とか成長のハンディキャップを少なくするかとかいうか、学校に戻って勉強したり、友達関係のことを学ぶというのはとても大事で、虐待を受けたりとか、その前後の期間、もちろん学習に集中できないので、そういう学習とかの発達がもし遅れるとか穴があいてしまうということがあるので、やはり戻ってきたときは十分勉強できるなとか、勉強面白いなとか、こんなことがわかったというのを学校に来ているときには、そういう子どもたちに支援できればいいなと思います。すみません、釈迦に説法です。

2つ目は、さっきの「だれに相談できそうか」ということの、どんな先生方が挙がったかということをお答えをお願いします。

○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

お答えいたします。中学校に関しては、主にその学年の先生にといったところで質問の相手が大体多かったんですが、小学校に関しては、そのほかに保健の先生という書き方、養護・保健の先生というような書き方で、養護教諭の先生が聞き取ったというような報告を受けております。以上です。

○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。そのほかございますか。

小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

報告ありがとうございました。本当に細かな部分で対応していただいていること、感謝いたします。幾つか質問をさせていただきます。まず1点目は、このアン

ケート調査なんですけど、これは不登校の子どもたちも調査をされているのかということが1点です。

それから2つ目ですけど、STOPitは、その後どういう状況なのかなとちょっと気になっていまして、その辺がどうかなというふうなこと。

それから3点目です。児童生徒への対応についての中に、学校と市教委、関係機関で個別会議を実施しているよという内容がありました。これ現在、件数どのぐらいになっているのか、対応している件数をもし公表できればお願いできたらなというふうなことです。その3点です、よろしくお願いします。

○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

お答えいたします。まず、1つ目の不登校児童生徒への聞き取り、アンケート調査ですが、教員が家庭訪問を行ったりしたときに、このアンケートを配布して回収といったところで数字に反映している件数もございしますが、全ての不登校児童生徒に対応しているということではございませんでした。

2点目のSTOPitについてです。昨日、支援センターの担当教員とも話をちょうどしたところなんですけど、最近、STOPitに入ってくる件数が急に止まっている状況になります。夏休みに関しては7件から8件入っていたんですが、それ以降入っていないといったところで、一応、学校再開してからSTOPitに関しては1件のみ、1件だけ入ってきております。

個別会議の件数ですが、細かな件数に関しては今なかなかお答えできないんですが、関係機関を含めてのケース会議というものは、実は複数件抱えております。これは公私を問わずです。特に、児童生徒の健康に関すること、不安、あとは気持ち、心の不安定さに関してのケース会議が非常に増えております。また、子育て支援課を含めた関係機関に学校に足を運んでいただいて、ケース会議というものも複数件継続しております。以上です。

○教育委員（小谷野守男）

ありがとうございました。どうしても学校のほうも問題が起こってくると、先生方も非常に悩んでしまって、大変な思いになるんだろうと思うんですよ。子ども達もちょっとした不安から本当に暗くなってきちゃって、学校でも楽しめないなんていうような状況にもなってしまっちは、ちょっと大変だなと思うんです。

やはり一番大事なのは、朝の様子を十分に確認できるのかということ、今いろいろな形で取り組んでいるとは思いますが、そういったものの継続と、それから先生方は、子どもたちが元気に朝スタートできるというのがとても大切だと思うんですよ。そんな意味で、ぜひ職員のほうの、職員室の中の雰囲気づくりとか、そういったものも含めて今後元気にしていただきたいと思いますというふうなことを強くお願いしたいなというふうに思っています。以上です。よろしくお願いします。

○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございました。ほかにございますか。

猪瀬委員。

○教育委員（猪瀬哲哉）

御説明ありがとうございました。このアンケート結果、コロナ前と大きな違いみたいなものがあるかということ、もう一つなんですけれども、タブレット端末の安全性についてで、チャットは支障のない範囲で制限をかけるということなんですけど、授

業においてこのチャットの機能というのとはどのような使い方をしているのかなという
ことをちょっとお聞きしたいのですけれども。よろしくお願ひします。

○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

1点目につきまして、もう一度お願ひします。申し訳ございません。

○教育委員（猪瀬哲哉）

このアンケートとか普段なんですけど、コロナ前とこのアンケート結果という
か、大きな違ひというのはあるのかなというのがちょっと疑問に思ひまして。

○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

お答えいたします。このアンケートについては、マスコミ報道の中で、やはり不
登校や自殺が非常に増えているといったところに加えて、児童虐待が増えていると
いったところが連日報道されておりました。この夏休み明け、できる限り家庭の中
の居場所づくりに困っている子とか、いわゆる児童虐待疑いのある子どもたちをど
うやってキャッチしようかといったところも、実はこのアンケートの狙いにござい
ました。同様のアンケートについては、これまで行っておりませんで、今回この9
月に実施したものが実は初めてで、なかなかこれまでのものと比較する材料がない
んですが、これまでに学校では心と体のチェックシート、これを活用して子どもの
心、体の変化をキャッチしていました。そのアンケートの項目と若干似ているよう
なところで今回させていただきましたので、なかなか比較の数字がなくてお答えが
できないんですが、そういったところで今後このアンケートの項目については、あ
る一定の期間継続して比較していくことが必要なのかなといったところを、このア
ンケート結果ですね、反省として受けたところです。

2つ目のチャット機能についてですが、これについては、今、Teamsを主に使って
いる中で、やはり情報の共有というものは非常に子どもたち大切ではあるので、実
際に授業でも情報の共有のツールとしては使っております。ほかの友達がどうい
う考えをしているのかなといったところでは共有ですね。これまでに教員が把握し切
れない中でのグループを形成してしまっていて、その中での御意見交換ということが、
私たちが気づかないところで起きていたので、それを制限かけることで遮断をした
ということです。友達同士の意見交換、交流というのは現在も継続しております。
以上です。

○教育委員（猪瀬哲哉）

ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。そのほかございますか。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。今、猪瀬委員の御質問にありました、この夏休
み生活アンケートの狙いについて、松戸センター長のほうから御説明いただきまし
たが、またこの結果について6つの項目が示されましたが、この6つの項目を選ば
れた、この場にこの6つの項目を選ばれた意図が何かあるのかなと思ひまして、そ
こをお伺ひしたいと思ひます。というのも、今まで様々な重大事案がいろいろなど
ころで起きて、そのたびにこういうアンケートがありましたということで、そのア
ンケートからこういうことが事前にわかっていたんじゃないかというようなことも
あります。本市でも、報道されなかった事柄が重大事案につながったという悲しい

事案もありましたので、今回、アンケート調査の全面的な公表ではなく、ここを選んだ、この項目を選んだという何かがありましたら教えていただきたいと思えます。

2件目ですけれど、こちらもやはり猪瀬委員の御質問と同じなんですけれど、チャット機能について学習に支障のない範囲で制限をかけるということで、今、具体的な内容を御説明いただきましたが、学習に支障のない範囲というのは、必ずしも安全な範囲とイコールではないと思われまます。今、オンラインということで、先にTeamsであったりZoomであったり、先にそういったソフトウェアばかりが子どもたちに提供されてしまって、その使い方は子どもたちよくわかっている、むしろ大人より指導者よりもよくわかっているかもしれないけれど、使い方は分かるけど、どう使うべきか、どういう意見をこの場で言うべきか、言っではいけない意見は何か、やっではいけないことは何か。そういうこの場で使う上での、どう使うかではなくて、言い方難しいんですけれど、使用する上での倫理的な問題とか、そういうのが、先に使い方ばかり教えられて、倫理的な問題とかマナーとか、そういうのが後回しになっているんじゃないかなと思います。そういうのを教える場というのはあるものなんですか。授業とかそういうのでやっているものなんですか。この2点お伺いします。

○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

まず、アンケート項目についてです。主に、このアンケート項目については、体の様子について、心の様子について、家庭生活の様子について、人とのかかわりについて、そしてその他という大きな項目分けをさせていただきました。その中で、数値的に気になる項目を今回抜粋させていただきました。中でも、休み明けといったところは、非常に子どもたちが不安を抱えるといったところがございますので、心と体の変化をキャッチするための項目といったところで今回御報告をさせていただきました。なお、このアンケートについてですが、記名式で行っておりますので、個人の変化、変化変容を継続的に追っていくことができるといったアンケートを今回実施させていただきました。

2つ目のチャット機能についてです。具体的に櫻井委員がおっしゃっていただいたようなことは、なかなかネット環境、非常に危険と隣り合わせということは、指導している教育も十分理解はしています。その中で、例えばアイコンを子どもたちに見えなくするような方法をとって、うまく危険を未然に回避できるような方法もとっております。また、先ほどのモラルについてなんですけど、取手市の情報モラル系統表といったものを学校用と家庭用に作成をしております。この情報モラル系統表というものは、家庭に配布させていただいて、小学校でいいますと1・2年生、3・4年生、5・6年生、それぞれの3つのブロック、また中学生の中での目指す姿といったところで、発達年齢に応じた形でのモラル系統表を作成して配布しております。社会の状況をしっかりとキャッチしながら、その都度その都度対応していくことも必要なのかなといったところで、指導課のみならず学務課とも連携を図って対応しているところです。以上です。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。すみません、もう一つ。このタブレット端末の個人的なパスワード設定、個人用パスワード設定を実施したということで、パスワードは教育委員会が設定して、子どもたちにパスワードはこれですよということをお知らせ

せするというのでしょうか。

○指導課長（大越 茂）

お答えいたします。まず、子どもたちに当初、端末を配布した時点でもパスワードはもう全員ばらばらということで、保護者の方にもお子さんのIDはこれで、パスワードはこれですよということで周知をさせていただいたところです。今回、10月以降にも改めてそのパスワードをより複雑化したものについても、教育委員会のほうで設定をしたものをお知らせしております。その理由につきましては、万が一そのパスワードを忘れてしまった際、起動させることができなくなってしまいますので、そこまでを考えた上で市教委のほうで設定をし、それを提供するという形をとっております。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。ほかの自治体で、先ほど松戸課長がおっしゃったような、このモラルの件で、やはり同じように冊子をつくって学校に配布しているというような事例もありまして、そのときは個人用パスワードを自分での設定ということになっていましたので、取手市はどうかと。ありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。そのほかございますか。

猪瀬委員。

○教育委員（猪瀬哲哉）

すみません。いじめ防止策の取組に近いのかどうか、ちょっと別の御質問というかあるんですけど、この間、子どもが文書で香害について、香りの害についてという文書をもたらしてきたんですけども、今、テレビとかでも言われているのにおいに対するアレルギーであったり、芳香剤とか強いにおいとかって、市内ではそういうトラブルというか、そういう何か起きたとかの事案が今現在あるのかどうか。ちょっと離れてしまうんですけど、分かればお聞きしたいなと思って。

○指導課長（大越 茂）

お答えいたします。市内で、子どもたちのほうで確認している事案としては、対人関係のトラブルというふうに発展したものはございません。実際にあった事案としましては、給食当番で着用する白衣、これが香りがきつくて着られないという事案や、あと香りが気になって、ちょっと頭が痛いとか、喉が痛いとか、そういったことで保健室に来室した児童生徒がいるという事案は確認をしております。

○教育委員（猪瀬哲哉）

すみません、少し離れた質問で申し訳ありません。ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

追加で発言したいと思いますが、今、猪瀬委員から感覚の、香りのほうが出たので、今、感覚過敏がいろいろなところで注目されていて、特に発達に偏りがある子の周辺では、聴覚過敏は有名なんですけど、聴覚だけじゃなくて視覚とか、それから臭覚とか、いろいろなところで過敏なお子さんがいらっしゃるので、学校環境って大変ですけどね、だんだんそういうのを気にすることが大事だなというふうに思います。それは今思いついたことで。

先ほどのことで追加ですみません。タブレットのことを何人かの方が言われて、

本当に大事で、やはりインターネットツールというのは、多分例が悪いんですけど、歩いていったところが車で行けるようになって、さらにそれよりもすごいツールなので、ツールをどう使うかというテクニカル面以上に、倫理も含めたソフトとか付き合い方というのは、やはり小学校からかなり学ぶ機会を増やしていかなければいけないなと思っています。そこで、マナーとか倫理の問題は出ているんですけど、同時にリテラシーとかサバイバルというか、マナーのもっと基礎に自分の安全を守るというか、そういうのを徹底して、小学校だったらどの科目になるか学級会になるのかわかりませんが、小中高と教えていってほしいなと思いますし、我々も学ばなきゃいけないなというふうに思います。それは同時に、コミュニケーションスキルとも関わりますし、アングーマネジメントと関わって、チャットでもLINEもそうなんですけど、思ったことをさっと言うと大変なことになりますよね、炎上になったりします。一息飲み込んで言うというところが私も課題なんですけど、思ったことをすぐ言うのが危険だということも含めて、子どもたちと勉強できればと思います。

もう1点だけ。最後の研修のときのいじめ防止のところが出て、報告、連絡、相談、初期対応が出まして、もう1個だけつけ加えさせていただいたのは記録ですね。調査のときに、取手市は大変な経験されたんですけど、どうしても我々、私も含めて子どもと関わる者は関わりのほうが一生懸命なので、何か終わったら一息ついてしまって、それを記録に取るという習慣が本当に個人差が大きいし、弱いと思うんですね。でも、何かあったときには、やはり記録でしか物事を判断できないので、記録をとる癖をもう1回教職員はつけたほうがいいなと。別のところの記録を読ませてもらう機会があるのですが、何が事実か、何が感想か分からないんですよ。だから、本当にこれが起こったよという事実と、だから私はこう考えてやったという、この先生には釈迦に説法なんですけど、それを我々教職員もきちんとしないと、後の対応が難しいなと思いましたので付け加えです。

○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございます。非常に大切な御指摘でございますので、今後に向けて少し具体にもっと考えてみたいと思います。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告26の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告26の議事を終わります。

次にその他に入ります。事務局から報告等をお願いいたします。

○教育総務課課長補佐（蛭原康友）

まず、教育総務課から2点ほど御報告させていただきます。1点目、令和3年第4回取手市議会定例会一般質問及び議決結果報告についてです。11月30日から取手市議会定例会のほうが始まりまして、実はまだ閉会しておりませんが、12月14日にほとんどの議案の議決が終わっております。教育関係の議案としては、福祉会館、それから市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正、それからこの2施設の指定管理者の指定、それから補正予算ですね、こちらについて全て可決となっております。また、一般質問については6人の議員さんから質問がございました。資料

のほうはPDFでお配りしておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

2点目の報告事項、1月の行事予定及び教育委員会定例会の日程についてになります。1月の予定行事報告書のほうがお配りされているかと思えます。それで、年が明けまして1月の教育委員会定例会なんですけれども、1月25日（火曜日）の午前中を予定させていただいております。また改めて通知を差し上げますので、そちらで御確認いただければと思います。教育総務課からは以上になります。

○教育長（伊藤 哲）

図書館からお願いします。

○図書館課長（長塚逸人）

取手図書館、長塚です。図書館のほうからは2件御報告をさせていただきます。1件目は、図書館総合展のオンライン紹介ブースのほうで、取手市立図書館ボランティアの作品と、それから取手図書館、藤代図書館での手作り布絵本の展示の様子が紹介された御報告です。図書館総合展とは、図書館業界最大のコンベンションでありまして、図書館全体の交流、情報交換の場となっており、今年で23回目となっております。その中のオンライン紹介ブースというものがございまして、そちらで取手市立図書館ボランティアの布絵本の会「いないいないばあ」のオリジナル作品と、それから藤代図書館での布絵本の展示の様子が紹介されております。布絵本につきましては、布やボタンなどを用いて手作りで作られた絵本でありまして、ボタンやそういった生地を触ることによって、障害者の方のリハビリなどにも活用されているものでございます。こちらが、図書館総合展のオンライン紹介ブースのほうで紹介されたという御報告が1点です。

もう1点。2点目としまして「取手のとげぬき地蔵と周辺の昔ばなし」という冊子のほうを令和元年に茨城大学の戦略的地域連携プロジェクトと取手市立図書館が共同事業として「民話と方言で取手再発見！プロジェクト」というものを行い、作成しました。こちらの冊子に掲載されている15の話を、コロナ禍でおはなし会に参加できない方にも、おはなし会の楽しさを知っていただくために図書館職員が読み聞かせ動画を作成し、ホームページで公開をした御報告でございます。動画のほうにつきましては、共通語と土地言葉で作成をしており、それぞれ楽しむことができるような内容となっております。以上でございます。

○教育長（伊藤 哲）

事務局から以上でございますが、委員の方々からございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは、以上で今定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

令和3年第12回教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時37分閉会